

令和8年度「西区市民美術展」出品規定

絵画	・6号(長辺 410mm)以上 30 号(長辺 910mm)以内の作品であること。 ※重量があるものについては、事前にご相談ください。 【洋画】 ・油彩以外はマット及びアクリル板の使用可。 【日本画】 ・マット、ガラス、アクリル板の<u>使用不可</u>。 ・水墨画はアクリル板の使用可。 【グラフィックデザイン】 ・ポスター・イラストレーションとし、テーマは自由。 ・B全版(103cm×72.8cm)以内でベニヤパネル、ハレパネ等であること。 - ただし、イレパネは不可とする。 ・営利目的の特定商品名、企業名のあるものは不可。
書	・仕上がり寸法 79 cm×182 cm以内または、91 cm×121 cm以内(縦横自由)であること。 ・額装または軸装であること。 ・釈文を作品の裏側に必ず貼り付けること。 ※釈文とは、作品を楷書体など読みやすい字体・文体に直した文章のこと。
写真	・A4以上全紙(457 mm×560 mm)までであること。 ・枠張り(マットパネルも可)とすること。 ※単写真に限ります。
工芸	・展示区画は 100 cm×100 cm以内であること。 ・十分安定した状態で移動及び展示ができる作品とすること。 ※原則として食品や土、砂、なまもの、動植物、生物の死骸等を素材にした作品は不可とする。

全部門共通 注意事項

※出品者本人が制作したもので、公募展において未発表であること。

AIアプリ等によって作成された作品、著作権や肖像権等の問題に抵触する作品は出品できません。

※上記規定に該当しない作品は受付できません。

※各部門とも高価な額は使用されないようお願いします。

※作品箱は預かりますので、各自、箱の表・裏に必ず記名してください。

※展示の為に額等にフック等を取り付ける場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※公序良俗に反している、または反するおそれのあるもの・著作権や肖像権等の問題が生じるものに
あたると主催者が判断した場合は、応募作品から除外します。